

感染警戒レベルの基準の見直し等について（概要）

R4.10.28

新型コロナウイルス感染症対策室

○ 今回の見直しの背景

👉 オミクロン株 BA.5 系統による第7波の状況を踏まえて、季節性インフルエンザとの同時流行等が懸念される第8波に向けて見直しを行う。

«第7波の状況について»

- ・「BA.5 系統」は、従前の流行株と比べ、感染力が強く、重症化しにくい特徴がより顕著となった。
- ・一部地域では、全県の病床ひっ迫よりも早期に外来ひっ迫が生じた。

○ 感染警戒レベルと医療アラートの役割の整理

1 『感染警戒レベル』…圏域ごとの感染状況（外来のひっ迫状況）を表示

- ・レベル1及び2を統合し、段階数を削減（6段階→5段階）
- ・第7波の実績等を踏まえ、人数基準を引上げ（2.5倍）
- ・人数基準の引上げ等に伴い、小規模圏域（木曽・北アルプス）についても、他圏域と同様に10万人当たり新規陽性者数により基準を適用するよう取扱いを変更
- ・外来ひっ迫が確認された際には、レベル引上げが可能

2 『医療アラート』…全県の病床ひっ迫度を表示

○ 感染警戒レベルと医療アラートの運用の考え方

- ・現行で運用している医療アラートの発出状況によるレベルの上限設定を廃止
- ・医療アラートから独立して感染警戒レベルを運用
- ・医療アラート発出時には、当該レベル相当以上の呼びかけと病床関連対策を行うことができる。

改正点の詳細

(1) 感染警戒レベルの段階削減（6段階から5段階へ）

☞ レベル1と2を統合し「小康期」を新設

- ・第7波においては、オミクロン株（BA.5系統）の特性に伴う呼びかけ等の内容の変化に対応

(2) 新規陽性者数の基準の引上げ

☞ 人数基準について、現行から概ね2.5倍引上げ

- ・第7波においては、7月連休明けの週から外来ひっ迫が顕著となった
- ・この週の間における全県の1週間新規陽性者数の規模が約6千人。この段階でレベル4引上げを行うような人数設定は10万人当たり300.0人（6千人）→**現行の2.5倍**
- ・第7波における陽性者数と延べ入院者数の相関状況を確認した数値（下表：約2.3倍）と比較しても妥当

	延べ入院者数：a	陽性者数：b	倍率：a/b	直前の波との倍率
第7波 7/1~10/20	27,812	147,043	0.19	約 2.3
第6波 1/1~6/30	29,265	68,851	0.43	-

※延べ入院者数：入院者×入院日数

○ 改正後のイメージ図

現行		改正後	
旧レベル	直近1週間の10万人当たり新規陽性者数	新レベル	直近1週間の10万人当たり新規陽性者数
1	-	小康期	-
2	30.0人以上		-
3	60.0人以上	3（注意）	150.0人以上
4	120.0人以上	4（警戒）	300.0人以上
5	180.0人以上	5（最大警戒）	450.0人以上
6	まん防・緊急事態宣言など	6（危険）	まん防・緊急事態宣言など

(3) 小規模圏域（木曾圏域・北アルプス圏域）の取扱い変更

☞ 小規模圏域についても、10万人当たり新規陽性者数により人数基準を適用

- ・現行の基準：小規模な集団感染等による頻繁なレベル変動を避けるため、実人数（北信圏域の10万人当たり新規陽性者数）により基準を適用
- ➡改正後：他圏域と同様に10万人当たり新規陽性者数により基準を適用
 - ✓「人数基準の緩和」や「レベルの段階数削減」により、頻繁なレベル変動の懸念が一定程度解消
 - ✓より実態に即した感染状況をレベルに反映

(4) 発熱外来のひっ迫によるレベル引上げ

☞ 外来診療のひっ迫が確認された際には、レベル引上げが可能